気象警報発令時等の授業及び定期試験の取扱いについて(以下「授業等」という。)

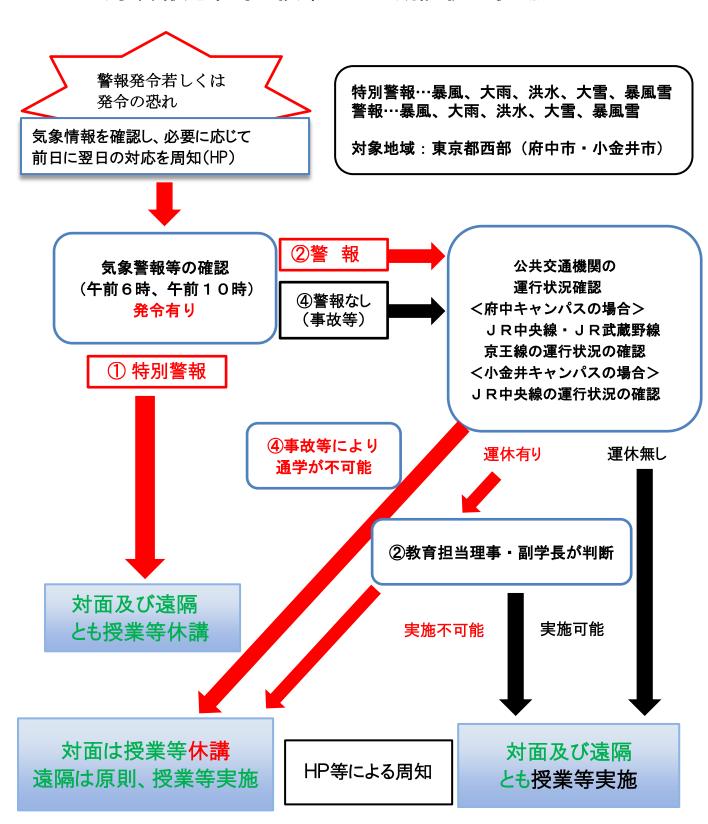
授業等の取扱い

- ① 特別警報 (暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪)が、東京都西部 (府中市・小金井市) に午前 6 時時点で発令されている場合は、1 時限及び 2 時限の授業等 (以下「午前の授業等」という。) を休講とし、午前 10 時時点で発令されている場合は、3 時限から 7 時限の授業等 (以下「午後の授業等」という。) を休講とする。
 - 上記以外の天災及び事故等で特に安全確保が必要と認められる場合は、授業等を休講とする。
- ② 警報 (暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪) 発令に伴う授業等の取扱いは、府中キャンパスにおいては、東京都府中市に当該警報が発令されている場合、小金井キャンパスにおいては、東京都小金井市に当該警報が発令されている場合、次の基準に基づき、教育担当(理事・副学長)が判断する。
 - ・午前6時時点で当該警報が発令されており、安全確保が必要と認められる場合は、午前の授業を休講とする。
 - ・午前10時時点で当該警報が発令されており、安全確保が必要と認められる場合は、午後の授業を休講とする。
- ③ 上記①・②以外の天災及び事故等で特に各部局等において安全確保が必要と認められる場合は、部局長等の判断により授業等を休講とする。なお、工学府産業技術専攻の平日6時限及び7時限の授業を休講する場合は、午後3時時点で工学府長が判断する。
- ④ 上記①~③以外の天災及び事故等(ストライキ等を含む)により鉄道会社が運休または運休する予定である旨を布告している場合、府中キャンパスにおいては、JR 中央線(新宿-立川駅間)、JR 武蔵野線(府中本町-武蔵浦和駅間)および京王線(新宿-京王八王子駅間及び調布-橋本駅間)のうち2路線以上(以下、交通機関という)、小金井キャンパスにおいては、JR 中央線(新宿-立川駅間)が布告している場合、当該日の授業等については次のとおりとする。
 - ・午前6時時点で当該事由による交通機関の運休が解決していない場合は、午前の授業を 休講とする。
 - ・午前10時時点で当該事由による交通機関の運休が解決していな場合は、午後の授業を休講とする。ただし、工学府産業技術専攻の平日6時限及び7時限の授業については、午後3時時点で当該事由による交通機関の運休が解決していない場合は、休講とする。
- ⑤ 休講を判断する時間は目安であり、特別警報・警報等の発令状況等によって大幅に前後することがある。
- ⑥ 休講に伴う補講を行う場合は、原則として各学期に設置する予備日に実施するものとする。
- ⑦ 休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。
- ⑧ 上記①の場合は、対面及び遠隔で行う授業等とも休講とする。
- ⑨ 上記②から④の場合で、休講と判断した場合、対面授業等は休講とするが、遠隔授業等については、原則、実施するものとする。
 - 但し、担当する教員が出勤出来ない等の事情がある場合は、休講とする場合がある。

周知の方法

休講を決定した場合は、決定から 1 時間以内に東京農工大学のホームページのお知らせ欄に掲載する。

気象警報発令時の授業及び定期試験の取り扱い



③その他、特に安全確保が必要と認められる場合、各部局長が休講の判断をできるものとする。